

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-2・5F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

March, 2012

なごみ便り

www.101dog.co.jp

復興増税・平成 23 年度税制改正案の一部成立

平成 23 年 12 月 2 日に復興増税と平成 23 年度税制改正のうち一部が公布、施行されました。

復興増税

東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するために、復興特別税として臨時に法人税、所得税、個人住民税を増税するというものです。

【 法人 】

復興特別法人税

法人税額の **10%の増税**
(**3 年間**)

平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の期間内に開始する事業年度等

【 個人 】

復興特別所得税

所得税額の **2.1%の増税** (**25 年間**)
平成 25～49 年分の 25 年間

個人住民税

均等割の額が年額 **5,000 円** に
(従前より 1,000 円増税 **10 年間**)
平成 26～35 年度分の 10 年間

税制改正

法人税率の引き下げ

国内の投資拡大や雇用創出を促進するために国税と地方税を合わせた法人実効税率が5%引き下げられることにより、法人税率が30%から25.5%へ 4.5%引き下げられます。

区分		従前	改正 ¹		復興 ³		基本税率
大法人		30%	25.5%				
中小法人 ⁴	年間所得 800万円超の部分	30%	25.5%	+	基準法人税額 の 10%	=	28.05%
	年間所得 800万円以下の部分	18%	15% ²				16.5%

1 平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用

2 中小法人の軽減税率の特例(平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度に適用)

3 平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度に適用


4 期末資本金額が 1 億円以下の法人(期末資本金額が 5 億円以上の法人の完全子会社を除く)等

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・



減価償却資産の償却率の引き下げ

定率法の償却率が、定額法の償却率(1/耐用年数)の**2.0**倍(従前:2.5倍)となります。
平成24年4月以後に取得した資産から適用

欠損金の繰越期間の延長

欠損金の控除限度額を所得金額の8割とし、繰越期間を7年(従前)  **9年**に延長
(**中小法人は対象外**)
平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用

更正の請求期間の延長

・更正の請求ができる期間 法定申告期限から1年(従前)  **5年**に延長
・税務署長が増額更正を行うことができる期間 3年(従前)  **5年**に延長

脱税にかかる増額更正については従前どおり7年
平成23年12月2日以後に法定申告期限等が到来する国税から適用

この他にも、
・当初申告要件の廃止・控除額制限の見直し
・300万円以下の事業所得者に記帳義務化 などがあります。

平成24年度税制改正案

平成23年12月10日、平成24年度税制改正大綱が閣議決定され、国会で審議されています。

給与所得控除に上限の設定

給与収入が1,500万円を超える場合は、一律 **245万円**の上限が設けられます。
平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用

役員退職金の2分の1課税の廃止

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止します。
所得税は平成25年分から、住民税は平成25年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用

この他にも次のような改正案があります。
・中小企業投資促進税制の延長・拡大
・交際費等の損金算入特例制度の延長
・少額減価償却資産の損金算入特例の延長 など

(文章: 樋上・西川)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載致しますのでぜひ挑戦してみてください!

Q. ある日、とある城で王の招きで食事に呼ばれた何人かの客が円卓に等間隔で座った。
女性であるAとBは、真正面にも隣にも同性はいなかったという。
だとすると、この円卓には最小で何人が座っているのだろう。